



## 令和8年度徳島県食品衛生監視指導計画（原案）

～食品の安全性確保を目指して～

について県民の皆さんのご意見を募集します。

飲食に起因する危害の発生を防止し、県民の皆様のより一層の健康保護と安心で豊かな食生活の確保など、食の安全・安心を推進するため、「令和8年度徳島県食品衛生監視指導計画」の策定を進めているところです。

このたび、今年度の食中毒等の発生状況及び社会状況を踏まえ、来年度の計画の原案をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和8年1月15日（木）～ 令和8年2月16日（月）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時）

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 安全衛生課 食品安全・生活衛生担当

電話：088-621-2229 FAX：088-621-2848

メールアドレス：anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行  
(パブリックコメント)



## Q1 「令和8年度徳島県食品衛生監視指導計画」ってどんな計画？

相次ぐ食品の偽装表示問題や輸入食品の安全性等の問題により、消費者の食に対する信頼が揺らぐ中、食品の安全性確保のための施策や制度が抜本的に見直され、平成15年に食品衛生法が改正されたことに伴い、食品等事業者の責務、消費者等からの意見聴取（リスクコミュニケーション）、都道府県等における食品衛生監視指導計画の策定が規定されました。

本県は、それまでも県内の保健所等を中心に、食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が監視指導事業を行ってまいりましたが、平成16年度から、毎年度、「徳島県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に基づいた監視指導事業を実施して、県民の皆さんの食生活の安全性の確保に努めているところです。

令和8年度徳島県食品衛生監視指導計画（原案）は、今年度における食中毒や違反の発生状況等を踏まえ、重点的に監視指導する業種や項目及び食品等事業者に対する自主管理の推進、消費者との意見交換の実施等を定めたものです。



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

本県における食品の安全性確保のため、効果的な監視指導を実施するには、消費者や食品事業者等、幅広い方々からの意見が重要であると考えておりますので、皆さんからの率直なご意見をお寄せください。

（ → 計画（原案）の内容については別添資料を参照してください。）



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。